

告 示

埼玉県告示第千二百六十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―二七―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市大字松郷字妙瀬町千二百六十一番一 外十五筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 三千九十二・二一立方メートル